

## 稲美町立小学校及び中学校校区外・区域外就学許可基準

平成29年2月1日施行

事由	許可基準	許可期間	添付資料	備考
(1) 特別支援学級入級の場合	稲美町就学指導委員会の判定に基づき入級しようとする特別支援学級が指定された学校にない場合	特別支援学級入級の期間		
(2) 加入自治会による場合	加入自治会等生活基盤が指定された通学区域以外にあり、生活基盤を通学区域内とする学校に就学を希望する場合 ただし、区域外には適用しない	卒業時まで	自治会加入証明書	
(3) 加古川市との覚書による場合	※昭和51年の加古川市との覚書に該当する場合	卒業時まで	自治会加入証明書	
(4) 学期途中の転居の場合	小学5、6年生、中学2、3年生が4月1日以降に転居・転出する場合  小学1～4年生、中学1年生が4月1日以降に転居・転出する場合	卒業時まで  学年末まで	住民異動届の写しまたは住民票  住民異動届の写しまたは住民票	弟妹も同期間就学を認める
(5) 転居予定先の学校へ先に就学する場合	住宅の新築購入等で学年途中での転居・転入が確実な場合	住民票異動(転居)まで	建築確認通知書の写、売買契約書の写及び住民票	1年以内
(6) 住宅購入手続きのため住民票のみ異動させる場合	住宅完成後に、転校することが確実な場合	住宅完成時まで	建築確認通知書の写、売買契約書の写及び住民票	
(7) 住宅事情で仮に住所を異動する場合	住宅立替え後に元の住所に戻ることが確実な場合	仮住所居住期間	建築確認通知書の写、売買契約書の写等	1年以上の長期は転校
(8) 公益による強制立ち退きの場合	保護者からの願い出があった場合	卒業時まで	左記事情の証明書類	
(9) 災害等で仮に住所を異動する場合	災害復旧後に元の住所に戻ることが確実な場合	仮住所居住期間	左記事情の証明書類	
(10) 部活動による場合	・中学校入学直前まで約2年間継続していた活動を続けたい強い意志があるが、指定校に当該部活動がなく、他の中学校で活動したい場合 ・入学当初から部活動を続けていたが、転入学予定の中学校に当該部活動がなく、現在の中学校で部活動を続ける強い意志がある場合 ただし、区域外には適用しない	卒業時まで	継続して行っていたことを証明する書類	
(11) 家庭事情による場合	保護者就労のため、下校時より保護者帰宅時まで児童の保護をする者がいないため、祖父母等が預かる場合  離婚、債権問題等で住民登録を異動できない場合	必要と認められる期間 (小学生の間のみ)  必要と認められる期間	保護者の就業証明書、祖父母等預かる者の承諾書及び住民票  保護者申立書、居住証明書	1年以上は再申請
(12) 教育的に配慮する場合	児童生徒の健康上で配慮が必要と認められる場合  いじめ・不登校等の理由により、配慮が必要と認められる場合	必要と認められる期間  必要と認められる期間	医師の診断書  保護者申立書、学校長の副申書	

※加古川市との覚書(稲住第1064号 昭和51年11月11日付「住民登録職権移動について」)